

塩竈市避難誘導ＬＥＤビジョン整備事業業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

令和 7 年 1 0 月

塩 竈 市

塩竈市避難誘導LEDビジョン整備事業業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 事業の目的

本業務は、視認性の高いLEDビジョンに J-ALERT 受信機・防災行政無線から発信された災害情報等を配信するシステムを構築することで、災害発生時に防災・減災行動へと結びつけることを目指し、市民等へ正確な情報を迅速に伝達することを目的とする。

2. 公募型プロポーザル方式の採用理由

本業務は専門性が非常に高く価格だけでなく、本業務を履行する上で企画力、発想力、技術力、広告に関する専門的な知識などの提案を踏まえて総合的に審査し契約相手方を選定することで、提案された企画提案に基づいて実施することで最も優れた成果を期待できるため公募型プロポーザル方式を採用するもの。

3. 業務概要

- (1) 業務名称 塩竈市避難誘導LEDビジョン整備事業業務委託
- (2) 業務場所 塩竈市港町一丁目2番地(国道45号線沿い交差点)
- (3) 業務概要 別紙「塩竈市避難誘導LEDビジョン整備事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 実施手順

「塩竈市避難誘導LEDビジョン整備事業業務委託公募型プロポーザルスケジュール」

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和7年10月24日(金)～11月7日(金) 市HPに掲載
参加申込期限	令和7年10月24日(金)～11月7日(金) 午後5時まで
参加資格審査の結果通知	令和7年11月12日(水) までに参加申込者へ通知
質問書の提出期限	令和7年10月24日(金)～11月7日(金)
質問への回答	令和7年11月12日(水)～18日(火) 市HPに掲載
企画提案書の提出期限	令和7年11月21日(金) 午後5時まで
審査会(選定委員会)	令和7年11月下旬 ※詳細は別途通知
審査結果の通知	令和7年12月上旬
契約締結	令和7年12月中旬
ホームページへの掲載	令和7年12月下旬

5. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 国税及び地方税に未納がないこと
- (3) 令和7,8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者。また、対象業務の特性などを考慮し、登録業者以外の者も参加することもできる。ただし、次の事項に該当する者
 - ①塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立をしていないこと
 - ③破産法（平成6年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立をしていないこと
 - ⑤談合の未然防止及び入札参加者との公平性の確保の観点から、本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと
 - ⑥塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年度塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しない者
- (4) LEDビジョン（工作物）建築確認申請にあたり、建築基準法に基づく代理申請可能な資格を有する者を配置可能であること。（再委託予定業務者を含む）
- (5) LEDビジョン設置工事にあたり、建設業法等の関係法令における屋外看板設置可能な建設業許可を有する者を配置可能であること。（再委託予定業者を含む）
- (6) 平成31年4月以降に国内においてLEDビジョン設置業務を受注し、100インチ以上のLEDビジョンを屋外に設置した実績を有すること。
- (7) 塩竈市指名競争入札参加資格承認簿登録が必要なので、あらかじめ塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁2階）にて手続きをすること。（登録がない法人等については、登録申請を令和7年11月7日（金）まで行い、承認を得ること。）
- (8) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。その他仕様書に規定する内容を遵守できること。

6. 契約上限金額

19,209千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※委託契約額は、塩竈市予算の範囲内において仕様書における業務内容に基づき、契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

7. 委託事業者選定方法

事業者の選定については、塩竈市工事請負業者等指名委員会（以下、「指名委員会」）からの委任を受け、塩竈市避難誘導LEDビジョン整備事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会において、選考を行い審査を経て決定する。

8. 契約方法

本事業に係る契約は、企画提案の審査により選定された事業者と別途提示する「仕様書」により詳細打合せの上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、当該事業者と締結するものとする。

9. 参加申込の手続き

本プロポーザルへ参加する事業者は、下記の書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年10月24日（金）から令和7年11月7日（金）午後5時必着
- (2) 受付先 「18.お問合わせ先」に、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。
FAX、電子メール等による受付は行いものとする。
- (3) 提出資料 ①「事前申込みシート」（様式1）
②「会社概要」（様式2）
③「業務実績表」（様式3）
- (4) 参加結果 資格確認終了後、令和7年11月12日（水）までに、結果通知を申込者の電子メールアドレス宛に送付する。
- (5) 参加喪失 結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には本プロポーザルに参加できないものとする。
 - ・「資格要件を満たさなくなった場合」
 - ・参加申込に関する「(3) 提出資料①～③」に虚偽の記載をした場合

10. 辞退する場合の手続き

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、下記の書類を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年11月19日（水）午後5時必着
- (2) 提出先 「18.お問合わせ先」に、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。
FAX、電子メール等による受付は行いものとする。
- (3) 提出資料 辞退届（様式5）

11. 企画提案書の受付及び内容

- (1) 提出期限 令和7年11月21日（金）午後5時必着
- (2) 受付先 「18.お問合わせ先」に、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。
FAX、電子メール等による受付は行いものとする。
- (3) 提出書類 アー 企画提案書表紙（任意様式）
イー 企画提案書 （任意様式）
ウー 参考見積書 （任意様式）
エー 参考見積内訳書（任意様式）
オー LEDビジョン運用に伴うすべての費用（システム使用料、保守管理料、電気料、他）の見積書（任意様式）
カー その他参考資料（任意様式）

(4) 提出数 紙媒体の正本3部、電子媒体（PDF形式）一式

(5) 留意事項

①企画提案書については、別紙「塩竈市避難誘導LEDビジョン整備事業業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」（以下、「実施要領」）、「仕様書」を基に作成すること。

②上記（3）イには下記の内容は必ず記載すること。

ア．今回設置するLEDビジョンの活用やその他の方策により、上記（3）オのLEDビジョン運用に伴い発生する費用（ランニングコストなど）を抑制する具体的な提案を記載すること。

イ．コスト抑制策に伴い見込まれるコスト削減費用（年額）の内訳も記載すること。

ウ．災害などでの停電時におけるLEDビジョンの対応について記載すること。

エ．民間企業からの広告料金設定、収入見込み、広告募集に関する具体的な提案を記載すること。

③上記（3）オには、LEDビジョン運用に伴うシステム使用料、保守管理料、電気料（見込み）及び運営に係る一切の費用（年額）を提示すること。

※LEDビジョンの稼働時間は、毎日午前7時から午後9時までとして試算

④形式はA4版及びA3版の任意様式とする。ページの制限はしないが、伝えたい内容を簡潔に分かりやすくまとめること。

⑤フォントは任意とする。

⑥専門用語を使用する場合には注釈等を付けること。

12. 質疑及び回答

仕様書などに関する質問については質問票を提出すること。

(1) 受付期間 令和7年10月24日（金）～令和7年11月7日（金）

(2) 質疑内容 「実施要領」及び「仕様書」に関するものとする。ただし、審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務に必要なと判断される質問に対しては、回答しないものとする。

(3) 質問方法 ①「様式4」に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより送付すること。
送付後は速やかに送信したことを連絡すること。

②電子メールの送付先は「18.お問合わせ先」のとおり。

③電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(4) 提出された質問及び質問に関する回答は本市ホームページに掲載する。

※回答掲載期間は令和7年11月12日（水）～令和7年11月18日（火）

13. 企画提案説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

審査は選定委員会で行う。審査方法は、審査基準に基づき企画提案書の審査をするとともにプレゼンテーション及びヒアリングを行い総合的に審査し契約候補者1者を選定する。

(1) 日時 令和7年11月下旬～12月上旬 ※時間は別途通知

(2) 場所 塩竈市役所2階会議室（塩竈市旭町1番1号）※予定

- (3) 内容
- ①企画提案事業者の持ち時間は 30 分以内とする。
※内訳：提案 20 分、質疑 10 分
 - ②出席者は、提案 1 社につき、主な担当者等を含め 3 名以内とする。
 - ③プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って行うこととする。
 - ④準備物は、プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは本市で用意することとし、プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案事業者が用意することとする。
なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMI で接続するものとし、その適合するパソコン等は提案事業者が用意すること。
 - ⑤プレゼンテーションの順番は、本市で決定するものとする。
 - ⑥事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は原則として認めないものとする。
 - ⑦プレゼンテーションに関する詳細は別途通知する。
 - ⑧プレゼンテーションに参加しない場合は採点しないものとする。

14. 審査方法

選定委員会において審査を行い、評価の合計点が最上位にあるものを契約候補者とし、次に点数の高いものを次点の候補者として選定する。契約候補者と本市との協議が整わない場合には、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

ただし、評価の合計点が最上位の者であっても、仕様書に沿わない場合や合計点が全体の 60%未満の場合は、契約候補者に選定しないこととする。

15. 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約については、提案された契約内容を基本とするが、細部について市と協議し、「6. 契約上限金額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で契約を行うものとする。

契約については、契約候補者との協議が整った時点で、指名委員会の審査を経て、随意契約を締結するものとする。ただし、契約締結後であっても、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

契約候補者との協議において合意に至らなかった場合は、契約候補者から辞退届の提出を受け、選定委員会へ報告する。了承された場合は、契約候補の次点者と協議を行うこととする。

16. 審査結果への疑義

審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（任意様式）により、その理由を求めることができる。なお、電話による問合せには応じない。

17. 注意事項及び無効

- (1) 企画提案に関する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 審査結果に対する問い合わせ及び審査結果等に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。
- (5) 市は、選定された企画提案書の内容には拘束されないものとする。
- (6) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (7) 再委託は書面（再委託承認申出書）を発注者に申請し、発注者の承認を得た場合のみ可能とする。
- (8) 以下に該当する場合は無効とし審査の対象としないものとする。
 - ①本公告に示した「5. 参加資格要件」を有しないもの
 - ②提出期限に遅れたもの
 - ③提出書類に明らかに虚偽の記載があった場合
 - ④企画提案書の内容が、実施要領及び仕様書に定める要件に適合しないもの
 - ⑤押印が無いもの
 - ⑥「6. 契約上限金額」を超えているもの
 - ⑦審査の透明性・公平性を害する行為があった事業者が提出した企画提案は無効とする。
 - ⑧その他、企画提案等に当たり著しく信義に反する行為があった事業者が提出した企画提案は無効とする。

18. お問い合わせ先

【担当部署】

〒985-0052 塩竈市旭町1番1号

塩竈市総務部 危機管理課 危機管理係

電話：022-355-6491 F A X：022-361-1587

メールアドレス：kikikanri@city.shiogama.miyagi.jp